

特定非営利活動法人フードバンク福岡会員規約

(種 別)

第1条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して積極的に運営に参画する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して援助を行う個人及び団体

(入 会)

第2条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第3条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- (1) 入会金は0円とする。
- (2) 年会費 正会員 (個人)1口 5,000円 賛助会員(個人)1口 2,000円 (1口以上)
(団体)1口20,000円 賛助会員(団体)1口10,000円 (1口以上)

(会員の資格の喪失)

第4条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。

- (2) 本人が死亡し，又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納し，納入の案内を受けてもなお納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第5条 会員は，理事長が別に定める退会届を理事長に提出して，任意に退会することができる。

(除 名)

第6条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは，総会の議決により，これを除名することができる。この場合，その会員に対し，議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ，又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第7条 既納の入会金，会費及びその他の抛出金品は，返還しない。